

第3回介護保険事業等運営委員会（令和2年11月25日開催）における委員からの主な意見等

素案ページ	項目名	ご意見・ご質問	事務局回答	備考
第3章	2. 地域包括ケアシステム深化・推進のための重点取組事項【予防】			
12	(2) 認知症施策の推進	「正しい知識と理解の普及」、「予防と社会参加」、「医療・介護連携による切れ目のない支援」、「認知症に理解のある地域社会の実現」に表現が変わった理由は。	分かりやすい表現に修正した。	
		「本人発信」の文言がなくなった。	「より市民の理解が深まるよう、認知症本人が参画できる取り組み」（素案47ページ）にあるように、「参画」ともっと能動的・積極的な表現に修正した。	
		図が7期のままで文言が8期のものになっているようだが、変更はないのか。	新オレンジプランが認知症施策推進大綱に変わったが、取り組みでは、これまでの発症予防に加え、進行を遅らせる・緩やかにすることが重視されたもの。図の変更予定はない。	
		「本人発信支援」をこの図に反映できないか。	検討する。	
第4章				
	1. 介護予防・健康づくり、社会参加の推進			
21	(2) 生きがいづくりと就労・社会参加の支援	ゲートボール場を活用できないか。	ゲートボール場は公園の1部として整備されていることが多いが、施設そのものを所管してはいないので、計画で対応するのは難しい。	
	2. 生活支援サービス等の充実【生活支援】			
27	(3) 地域での見守り活動の推進	「高齢者等あんしん見守りネットワーク事業」の説明文「地域包括支援センターへ連絡してもらおうなど」とあるが、具体的に何をしているか。	<後日福祉総務課確認の内容> 本当に緊急の場合は警察・消防に連絡するということ。	
32	(5) 地域包括支援センターの強化	「地域包括支援センターの機能強化」の説明文「関係機関とのネットワーク構築の推進等」とあるが、具体的なイメージをもって書いているのか。	幅広く相談を受ける、というだけではなく警察につなぐ例もあり、お互いが見える関係を作っていくということ。医療との関わり、という意味では認知症の初期集中支援チームなど。	
		「地域の実情に応じ、きめ細かな支援活動ができるよう」とは具体的に。	圏域分割を指す。	
	4. 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進【医療】			
46	(1) 在宅医療・介護連携の推進	訪問診療医の現在の状況について	診療医の数は増えているとは言い難い状況だが、訪問診療の実施件数は徐々に増えている。医師会と連携して進めている。	

47		「②予防と社会参加」の「参加」を「参画」にしてはどうか。	検討する。	
49	(2) 認知症施策の推進	「徘徊高齢者家族支援サービス事業」の小型通信機器とは、市販のものか。	市で委託している事業者が貸与する機器。	
		「徘徊高齢者家族支援サービス事業」で発信もできる端末だと良いと思う。	参考にする。	
第5章				
2. 介護サービス量などの見込みとその確保策				
全般	(1) 介護保険施設などの基盤整備	高齢者の施設の設置場所について、河川の氾濫や地震に備え、低水位、地盤の弱さなどに注意するべき。	公募の際に事業所にその地域がどのような場所は考えてもらっている。	
全般		計画に修繕に関する記載はないのか。	建物の増減について計画している。	
56	■介護老人福祉施設	広域型特別養護老人ホームに併設するショートステイを特別養護老人ホームに転換することによって現在の利用者が利用しにくくなることはないか。	併設型ショートステイを特別養護老人ホームにすることにより長期的利用の人が入所できるようになる。単独のショートステイは利用率が低くなっているというデータもあり、そちらの利用率を上げることでまかなうことができると考えている。	
		第6期、第7期と広域型特別養護老人ホームに併設するユニット型のショートステイに限っていたところ、転換の条件が「居室形態を問わず」となったのはいいことだと思うが、変更の理由は。	併設から特養への転換のしやすさを考慮に入れさせてもらった。	
58	■介護老人保健施設・介護医療院	資料1にある医療病床からの転換50人はカウントしないのか。	63ページの表には含まれているが、医療から介護への転換であるため、文章には入っていない。	
		医療病床からの転換はこの計画の対象にならないか。	サービスの見込量には入っているが、施設整備計画という形では入らない。	
61	■小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	整備地域の選び方について、地元要望等によるのか。	整備率で決めており、要望等によるものではない。	
		新設ばかりだが廃止はあるのか。	今のところない。	
3. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料				
74	(2) 第1号被保険者の保険料	段階別保険料額が15段階になったことについて	他の政令市の例と、新潟市の14段階のそれぞれの伸びを参考に、700万円以上を1000万円以上と2段階に区切った。	
全般				
		年の表記について、すべて西暦だけで表記する方が、元号が変わった時にもわかりやすいのでは。	国・県などの計画との関連で和暦が必要なこともあり、併記を検討する。	